

「容器」や「包装」を使って商品を売ったり、「容器」をつくっているみなさんへ

あなたの役割を果たしていますか？

容器包装リサイクル法

一部でも関わっている事業は？

容器・包装を利用する
中身製造事業者



- 食品、清涼飲料、酒類、石けん、塗料、医薬品、化粧品などの製造事業者

容器の製造事業者



- ガラスびん、PETボトル、紙箱、袋などの製造事業者

小売・卸売事業者



- 商品を販売する際に容器や包装を利用する事業者

輸入事業者



- 容器の輸入、容器や包装が付いた商品の輸入、輸入後に容器や包装を付ける場合、など

学校法人、宗教法人、
テイクアウトができる
飲食店など



はい

事業規模は？

製造業等

売上高 **2億4,000万円超** または 従業員 **21人以上**

商業、サービス業

売上高 **7,000万円超** または 従業員 **6人以上**

はい

容器包装の素材は？

ガラスびん

PETボトル

紙

プラスチック

はい

[リサイクル(再商品化)の義務]を負う可能性があります

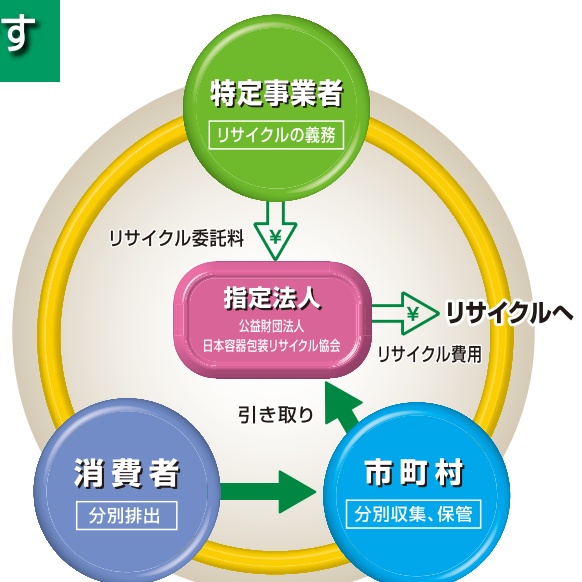
リサイクル費用の負担が、事業者の役割です

消費者、市町村、事業者すべての人々が連携しつつ、
それぞれの役割を分担する——
それが、「容器包装リサイクル法」の基本理念です。
事業者の役割は、[リサイクル(再商品化)の義務]。
リサイクル費用を負担することで、その義務を果たすことができます。
リサイクルの委託契約は、指定法人である
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が、受け付けています。

- 再商品化義務を怠ると、罰則規定が適用されます。
主務大臣(※1)からの指導・助言、勧告、公表、命令を経た上で、
従わなかった場合には最大100万円の罰金
- 帳簿記載の義務があります。
特定事業者(※2)は帳簿を備え、販売商品に用いた容器や包装、
あるいは製造・輸入した容器について1年ごとに記載し、
5年間保存することが義務づけられています。(容リ法第38条)なお、記載形式は自由です。
【推奨記載例:パンフレット「容器包装リサイクル法(経済産業省)」のP14-15
http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/pdf/youri_0612.pdf]

※1 主務省は、環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省。

※2 「容器包装リサイクル法」では、その事業において、容器を利用・製造(輸入を含む)する事業者や、
包装を利用する事業者(小規模事業者等を除く)を「特定事業者」といいます。



家庭からでるごみの約60%を、容器・包装ごみが
占めています(容積比)。ごみを資源に甦らせ、未来
の地球を守るために、平成7年6月「容器包装リサ
イクル法」が公布(12年4月完全施行)されました。

27年度の再商品化委託申込み受付のご案内

お申込み期間 平成26年12月8日～平成27年2月6日

お申込みに関するお願い

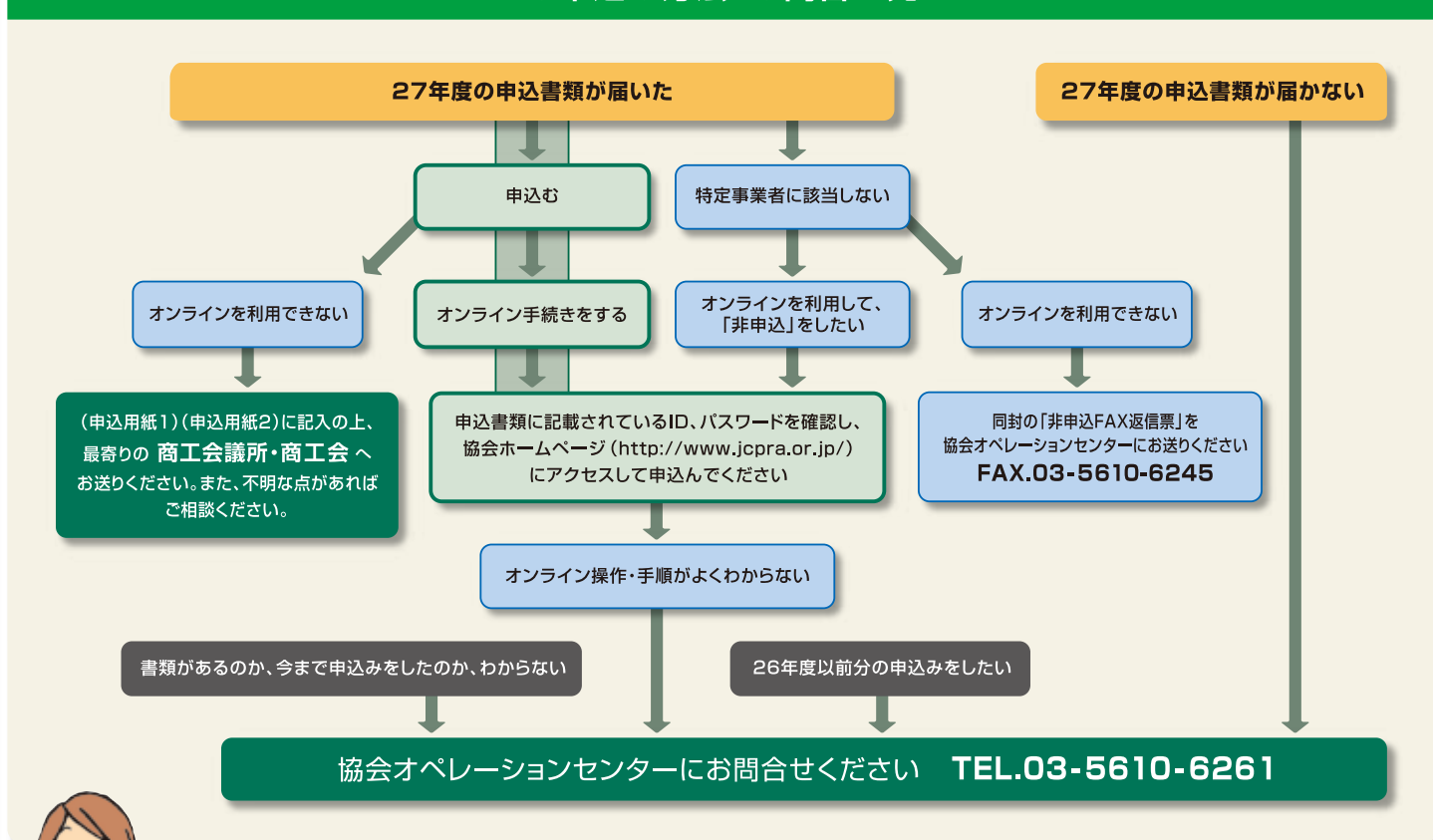
① オンライン申込みにに関して

現在、オンラインでお申込みいただいている事業者は全体の55%程度まで増えてきておりますが、更なるご協力をお願いいたします。オンライン申込みは、業務の効率化や資源・経費の削減につながり、再商品化事業に係るコスト削減に寄与することになります。これまで紙ベースで申込みされていた特定事業者の方にはお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

② お間違いのないようお申込みください

最近、申込みの間違いが多くなっております。過年度分の申込み間違いに気が付き、その分の委託費用について返還要請をいただいても返還することはできません（その年度内の申込みであれば可能です）。再商品化事業は、単年度・単年度で事業が完結され、契約が終了となります。運営上の原則ですので、申込みの際にはお間違いのないよう充分にご注意ください。

お申込み方法・お問合せ先



法律の内容、しくみなどが、
よくわからない

協会コールセンターにお問合せください TEL.03-5251-4870
または協会ホームページ(<http://www.jcpra.or.jp/>)をご覧ください

ご注意ください

- 特定事業者に該当しない場合でも、非申込の手続きをお願いします。
- 受付時間はオペレーションセンター、コールセンターともに9:30～17:30です。（土日祝日、年末年始休業期間を除く）

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

<http://www.jcpra.or.jp/>